

香川県船員チャレンジ雇用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、45歳以上の船員未経験者の船員雇用を促進し、離島航路の確保及び輸送サービスの充実等を図るため、次条に規定する者に対して、県が予算の範囲内において支給する、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営営する者（香川県離島航路運営費等補助金などの欠損額の補助を受けている者並びに国及び地方公共団体を除く。）で、かつ、県内に本社又は主たる事業所を有する者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）
- (2) 次条に定める船員を雇用し、育成を完了した者
- (3) 交付申請時に第1号に該当する事業を休止し、又は廃止していないこと。
- (4) 県税を滞納していない者

(船員の要件)

第3条 助成金交付事業の対象となる船員は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般旅客定期航路事業において、令和8年4月以降に雇用される者であること。ただし、主として期間に限りを設定して運航される航路事業において雇用される者は対象外とする。
 - (2) 雇入日時点で満45歳以上であり、船員未経験の者であること。
 - (3) 週20時間以上の期限の定めのない雇用契約に基づいて就業している者であること。
 - (4) 育成を完了した日から起算して6月を経過した日において、継続して雇用され、かつ、雇用時と同じ部の船員として乗船する者であること。
- 2 船員の育成は、雇入日を起算日とし、甲板部・無線部の船員は3月、機関部の船員は6月を経過した日をもって完了したものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象事業者が、助成金の交付を受けようとする会計年度において、雇用した船員の育成を完了した人数に応じて算定するものとし、その種

別及び単価等は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金交付申請書（様式第1号）に知事の定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の交付申請書をやむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(交付対象外となる場合)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれかに該当する者
- (2) 前号に定めるもののほか、支給することが適当でないと知事が認める者

(交付決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 知事は、助成金を交付しないことを決定したときは、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 助成対象事業者は、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 助成対象事業者は、船員の雇用状況等について、知事の要求があったときは速やかに香川県船員チャレンジ雇用促進助成金状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、船員の育成を完了した日から起算して6月を経過した日か

ら 30 日以内に、様式第 4 号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 助成対象事業者は、第 7 条第 1 項に規定する交付決定の日から起算して 30 日を経過した日又は別に定める期日のいずれか早い日までに、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の実績報告書をやむを得ない理由により前項に定める日までに提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(額の確定)

第 11 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、香川県船員チャレンジ雇用促進助成金確定通知書（様式第 6 号）により助成対象事業者に通知する。

(助成金の請求)

第 12 条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた助成対象事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 13 条 知事は、前条の規定による請求書を受理した日から 30 日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成対象事業者が、偽りその他不正の手段により交付の決定を受けた場合
- (3) 育成を完了した日から起算して 6 月を経過した日において、当該船員が継続して雇用されていることが確認できない場合
- (4) 育成を完了した日から起算して 6 月を経過した日において、当該船員が雇用時と同じ部の船員として乗船する者であることが確認できない場合
- (5) 助成対象事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対す

る助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号及び第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	種別	助成額	上限額
(1)	甲板部・無線部	一人当たり 12万円以内 (月額4万円、支給月数3か月以内)	一事業者の助成額は、一会計年度当たり42万円を上限とする。
(2)	機関部	一人当たり 30万円以内 (月額5万円、支給月数6か月以内)	

※ 一事業者当たりの助成上限額の範囲内であれば、助成種別を任意に組み合わせて申請すること及び同一の助成種別について複数回にわたり申請を行うことができるものとする。

※ 支給月数は育成期間とする。育成期間が複数の年度にわたる場合にあっては、育成完了日の属する年度において助成の対象とする。